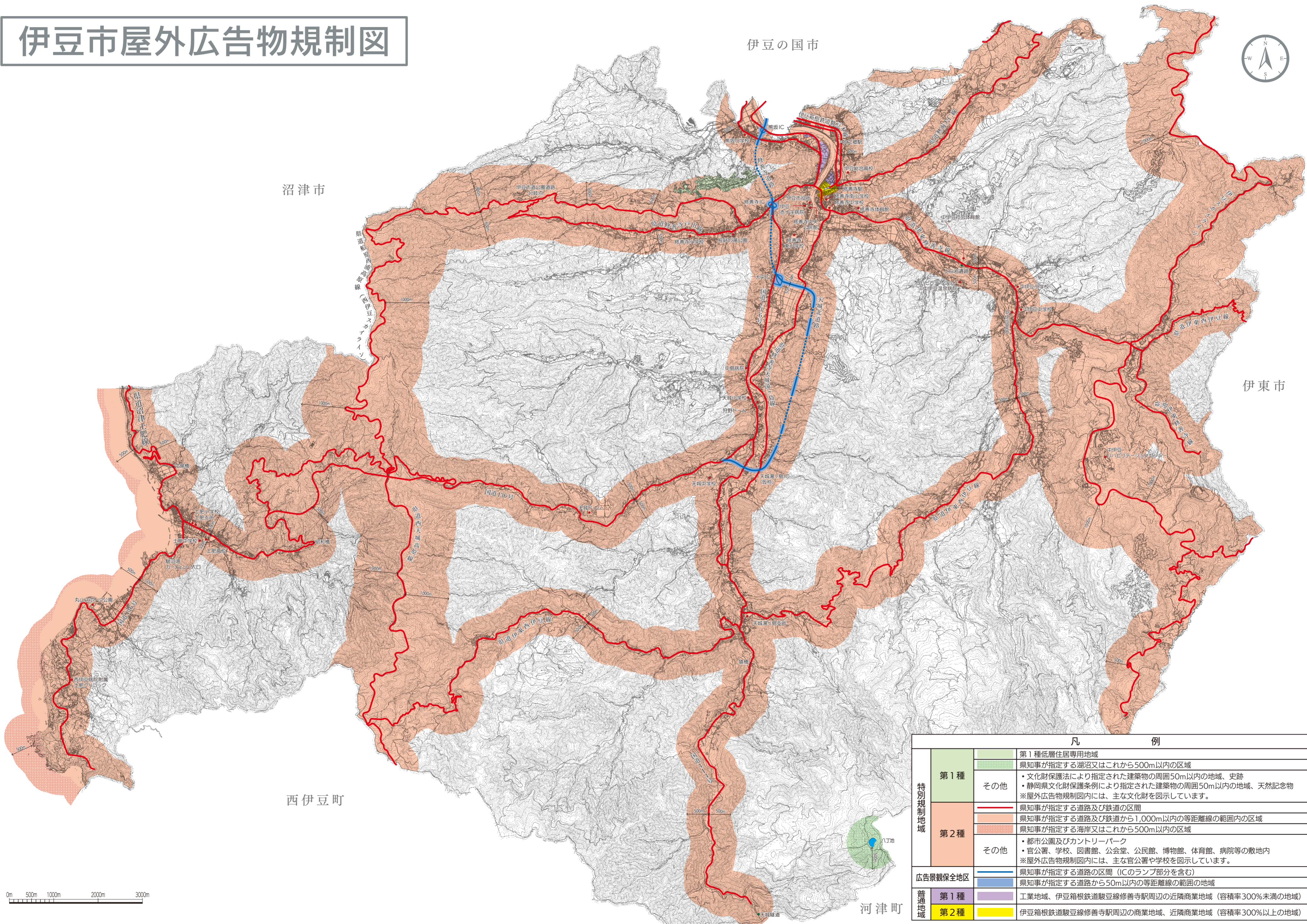


# 伊豆市屋外広告物規制図



凡 例		
特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域
		県知事が指定する湖沼又はこれから500m以内の区域
	その他	・文化財保護法により指定された建築物の周囲50m以内の地域、史跡 ・静岡県文化財保護条例により指定された建築物の周囲50m以内の地域、天然記念物 ※屋外広告物規制図内には、主な文化財を図示しています。
		県知事が指定する道路及び鉄道の区間
第2種	県知事が指定する道路及び鉄道から1,000m以内の等距離線の範囲内の区域	
	県知事が指定する海岸又はこれから500m以内の区域	
その他	・都市公園及びカントリーパーク ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、体育館、病院等の敷地内 ※屋外広告物規制図内には、主な官公署や学校を図示しています。	
	県知事が指定する道路の区間 (ICのランプ部分を含む)	
広告景観保全地区	県知事が指定する道路から50m以内の等距離線の範囲の地域	
普通地域	第1種	工業地域、伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅周辺の近隣商業地域 (容積率300%未満の地域)
	第2種	伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅周辺の商業地域、近隣商業地域 (容積率300%以上の地域)

※本図は、改定前の伊豆市屋外広告物規制図を利用し、平成29年11月1日より施工された「伊豆半島における屋外広告物の設置ルールの見直し」等を元に作成した図面です。